

## 松山中央公園野球場内売店運営要領

### 1. 目的

この要領は、松山中央公園野球場（坊っちゃんスタジアム）内売店の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該売店スペースを運営するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### 2. 使用許可場所

別紙図面で指示された区域

### 3. 使用許可期間

許可期間は1年間とする。（令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日）

（以降は、この要領の規定に違反することなく、良好な運営状況であると認められる場合には、所定の手続を経た上で、当初の許可年度を含めて5箇年を限度として、1年ごとの更新を認める。ただし、最終年度の許可期間については、備品等の入替えのため、当該年度の3月10日までとする。※プロ野球オープン戦等の開催がある場合にはこの限りではない。）

### 4. 使用料等

①松山中央公園体育施設条例別表第13に定める「売店スペース使用料金」のとおり「1時間1平方メートル当たり4円を乗じて得た額に、売上の5パーセント相当額を加えた金額」とする。

②電気・水道使用料は使用者負担とする。

③備品類（設置・撤去を含む）は使用者負担とする。

④プロ野球等の興行時に係るゴミ処理経費は使用者と大会主催者の共同負担とする。

⑤退去時の清掃費用は使用者負担とする。

### 5. 支払方法

(1) 売店使用料は毎月末締めとし、松山中央公園指定管理者（以下「指定管理者」という。）が請求した日から起算して15日以内に納入するものとする。

(2) 電気、水道使用料は毎月末締めとし、指定管理者が請求した日から起算して15日以内に納入するものとする。

### 6. 営業時間等

売店の休業日、営業時間及び営業方法等は次のとおりとする。

(1) 休業日 毎週月曜日及び12月29日から1月3日まで  
※条例・規則の改正等により変更する場合あり

(2) 営業時間 午前9時から午後9時まで  
※プロ野球公式戦等のナイター開催日はこの限りでない。

(3) 営業期間 同一大会の場合は、日数の長短にかかわらず、その大会が終了するまでの日数を以って一営業期間とする。

なお、「四国アイランドリーグプラス」の場合は、当該年度のシーズン中に開催が予定されている最初の試合から最後の試合までの期間を、一営業期間

とすることができる。雨天等で日程が変更になった試合及び当初未定であった交流戦等についても対応できるものとする。

#### (4) 営業方法

- ① 営業は松山中央公園野球場(坊っちゃんスタジアム)の使用許可を受けた区域内で行なうものとする。
- ② 売子を使用した場内販売は大会主催者が別に申請し、指定管理者の許可を受けて販売するため、大会主催者の許可なしに場内販売は行わないこと。
- ③ 営業を開始する日の 5 日前までに営業期間全ての販売計画書、売店従事者名簿(プロ野球開催時のみ)を指定管理者に提出すること。ただし、営業期間が複数月にまたがる場合は、各月初めに提出するものとする。また、営業期間中の休業日、営業時間を変更することもできるものとする。
- ④ 使用者は、売店スペースにて営業した場合は、営業終了日から 7 日以内に、売上の明細書を指定管理者に提出すること。

#### 7. 保全義務

使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持保全しなければならない。

#### 8. 使用上の制限

- (1) 使用者は、売店スペースについて原状の変更をしてはならない。ただし、書面により指定管理者の承認を受けたときはこの限りではない。
- (2) 使用者は当該使用許可を第三者に譲渡・転貸し、又は販売・運営等を第三者に委託してはならない。
- (3) 使用者は売店従事者名簿にて提出した者以外の者に、売店スペースの営業をさせ、又はその者を売店スペースに出入りさせてはならない。  
※指定管理者が認めた場合はこの限りではない。

#### 9. 営業（使用許可）条件

- (1) 使用者は、利用者に不満を与えることのないよう努めなければならない。
- (2) 使用者は利用者のクレームに対し、丁寧かつ真摯に対応しなければならない。
- (3) 使用者は、売店スペースで販売する品目等の種類、価格を決定又は変更するときは、指定管理者の承認を得た後でなければ販売することができない。
  - ・缶製品及びビン製品の販売は認めない。該当商品を紙コップ等に移し変えて販売すること。
  - ・アルコール類の販売について、日本酒及びウイスキー類などアルコール度数が高い飲料は危険を伴う恐れがあるため、ビール及びチューハイなどアルコール度数 9 度以内の飲料の販売のみとすること。
- (4) 指定管理者が各種イベントや興行によって販売品目の制限をかける場合は、その指示に従うこと。
- (5) 使用者は使用場所の戸締り、整理整頓、清掃等については、全責任をもって措置しなければならない。

- (6) 使用者は、売店スペースにおいて火気(プロパン類)の使用は出来ない。ただし、電磁調理器(20kw(5kw×4)まで)はその限りではない。
- (7) 使用者は、法令上、食品衛生法に基づく営業許可や酒税法に基づく酒類販売許可等の許可が必要な場合は当該許可を速やかに取得し、許可証の写しを提出すること、かつ売店営業に必要な諸法規を厳守すること。また、法令等により許可等を必要とする営業については、当該許可等を受けていること。
- (8) 使用者は、販売員に清潔で統一した制服を着用させること。
- (9) 販売員の接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧な対応を心がけること。
- (10) 外周デッキへの車両の進入を禁止しているため、球場内への物資搬入には台車などを使用すること。
- (11) 売店スペースにおいて必要な備品は、使用者が準備するものとする。
- (12) 松山市もしくは大会主催者が売店スペース(バックネット裏)で営業行為を行う場合は、異議を申し立てず協力すること。
- (13) 市が設置許可をしている自動販売機での販売には異議を申し立てないこと。
- (14) 使用者は、指定管理者が必要と認め要求があった場合には、売店営業の休止に応じること。
- (15) 指定管理者は、使用者による物品納入時及び販売終了時において、各々品目の種類、数量等の確認をすることができる。
- (16) 使用者は大会主催者と協議し、ゴミ類等の処理及び清掃に協力すること。また、ゴミ処理費についても負担すること。
- (17) 使用者は、松山中央公園野球場、松山市、指定管理者の名誉を傷つけないよう努めなければならない。

## 10. 更新手続

更新手続の際は以下の書類を提出しなければならない。

- ①松山中央公園体育施設飲食物等販売施設占用許可申請書(別紙1)
- ②直近1ヵ年分の財務書類「決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)」(法人の場合)  
または直近1ヵ年分の確定申告書類の写し(個人の場合)
- ③誓約書(別紙2)
- ④完納証明書(申請日の前3ヶ月以内のもの)
- ⑤その他 指定管理者が必要とするもの

※更新手続を期限内(許可期間前の1ヵ月間)に行わなかった者は、残りの候補期間の資格を失う。

## 11. 禁止事項

使用者及びその従業員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品を不当な価格で販売すること。
- (2) 呼び込み販売及び指定された場所以外での販売や立売りすること。
- (3) 他の使用者に対する妨害や不当要求、不当行為をすること。
- (4) 他の使用者との販売品の価格操作をすること。

## 12. 管理運営

売店スペースにおける販売品及び備品の管理は、使用者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他の不可抗力による損害に対しても、松山市及び指定管理者は一切の責任を負わないものとする。

## 13. 事故等発生時の対応

売店スペースにおいて、事件・事故等が発生したとき、又は不審者・不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに指定管理者に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 14. 使用許可の取消し又は変更

指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、使用許可の全部もしくは一部を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に生じた損失は補償しない。

- (1) 使用者がこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が、松山中央公園野球場内売店候補者選定募集要項に定める応募資格を欠き、又は失格事項に該当したとき。
- (3) 売上げ報告の際、意図的に虚偽の申告をしたとき。
- (4) 保健所から行政処分を受けたとき。
- (5) 松山市又は指定管理者が使用物件を必要とするとき。

## 15. 原状回復

使用者は使用期間が満了したとき、又は、使用許可を取り消されたときは、使用物件を原状回復し、指定管理者が指定する期日までに返還しなければならない。

## 16. 損害賠償

使用者は、その責に帰すべき事由により松山市及び指定管理者もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 17. 自己都合による辞退

使用者の都合により使用許可を辞退したいときには、速やかに指定管理者に申し出るとともに、返還する2ヶ月前までに辞退届を提出すること。又、売店スペースの原状回復を行い、それまでにかかった光熱水費及び使用料等についても遅滞なく納めること。原状回復時に発生した費用については使用者で負担すること。

## 18. その他

- (1) 台風等の自然災害が発生又は発生する恐れがある時、指定管理者が出店の停止命令等を要すると認めたときは、その命令に従うこと。
- (2) プロ野球その他イベント開催中止などによる営業損失等は一切補償しない。
- (3) 使用者は、この要領に定めのない事項が生じたときは、指定管理者と協議のうえその指示に従うものとする。